

◇大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 庭窪浄水場を守口市と共同運用することに伴い、本市水道事業の事業計画上の1日最大給水量を変更することにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(水道局工務部計画課)